

文科省への質問と回答(制度改正事項)

※ 10月28・30日説明会配付資料からの回答を変更又は質問を追加したものについては、セルを黄色で表示しています。

No	質問内容	回答
教職実践演習		
1	施行規則等で具体的に「含めるべき内容」が規定されるのか、それとも課程認定時にシラバスの内容により(答申等で示された事項が含まれているか)個別に判断されることになるのか。	施行規則には科目の趣旨のみを規定し、課程認定時にシラバスの内容により答申の趣旨を踏まえた内容になっているかを個別具体的に判断します。
2	中教審答申では、担当教員として、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員(両者共同による実施)が挙げられ、さらに教職経験者を指導教員に含めることが述べられているが、課程認定時において前述の3領域全てを挙げる必要があるか。また、「教職経験者」の定義はどのように考えればよいか。	<p>教職に関する科目の教員が中心となって担当していただき、教科に関する科目の担当教員の協力も得つつ、平成18年中教審答申で提言された内容を踏まえて実施していただくことを想定しています。担当教員として、教科に関する科目の教員や教職経験者を必ず担当させることまでは求めない予定です。</p> <p>また、「教職経験者」とは、過去に幼・小・中・高の教員として教壇に立ち、授業を担当した経験のある方を意味します。</p> <p>担当教員は、直近の課程認定で教職に関する科目の専任教員として認定を受けていれば審査を省略する予定です(資料4)。 その他の場合には、経歴を踏まえて個別具体的に判断いたします。</p>
3	指導教員は手引きP. 186にもあるが、教科に関する科目担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同で開講しなければならないのか。それぞれが単独で開講することはできないのか。また、指導教員の教育研究業績・過去の担当授業科目はどのようなものがよいか。	
4	手引きP. 186に記載のある「教職経験者」とは小中高教諭のことを指すのか。免許状を持たない大学教員も含まれるのか。	
5	教科専門担当者が裏方として協力する体制を充実させれば、授業そのものは教職科目担当者のみが行うというやり方も可能なのか。	
		そのとおりです。

No	質問内容	回答
6	<p>2006年中教審答申によると、「教職実践演習」は、「教科に関する科目担当教員」「教職に関する科目担当教員」「教職経験者」の三者で協力して行うことになっていました(86頁)。この件について、①「教職に関する科目担当教員」が中心となって三者のオムニバスを進めることが可能でしょうか。また、②三者とは必ずしも3人の教員を指すのではないということでしょうか。つまり、仮に「教職経験」がある「教職に関する科目担当教員」、「教職経験」がある「教科に関する科目担当教員」、「教科に関する科目担当教員」を併任する「教職に関する科目担当教員」、「教職経験」があつてかつ「教科に関する科目担当教員」を併任する「教職に関する科目担当教員」等々の、いずれかの二者又は三者の特徴を有する担当者は2人また1人で「教職実践演習」を担当できると考えてよいということでしょうか。</p>	<p>① 可能です。 ② 上記回答参照。</p>
7	<p>教職実践演習を開講する学年、前期・後期のいつ開講するかは決まっているか。決まっている場合、その意図は何か？</p>	<p>教職実践演習の趣旨は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであるため、開設時期は原則として4年次の後期と考えています。</p>
8	<p>教育実習終了後の3年次後期から4年次前期までを標準履修期間とした不定期集中型の演習科目として開講することを基本とし、この期間中に単位認定が成立しなかった場合にのみ、4年次後期に集中履修させて(不足した要素を)補充するという履修スケジュールで実施することは可能か？</p>	
9	<p>科目の開講時期は、4年後期と決まっているのか。</p>	

No	質問内容	回答
10	<p>① 平成22年度入学者から適用であるが、大学院に進学して新たに異なる学校種の免許状を取得する場合、また、科目等履修生として免許状の取得を希望している者への対応はどのようになるのか。特別な措置(経過措置)があるのか。</p> <p>② すでに科目等履修生として数年計画で「総合演習」を含む科目を修得している者に「教職実践演習」を修得するよう指導しなければならないのか。</p>	<p>教職実践演習の導入と総合演習の廃止については、以下のような経過措置が置かれています。</p> <p>① “平成22年3月31日において認定課程に在学している者で、卒業するまでに改正前のカリキュラム(以下、「旧課程」という。)を修得した方”については、この省令による改正後のカリキュラム(以下、「新課程」という。)を修得した者とみなすこととします(改正省令附則第2条)。</p> <p>② “平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した方”については、教職実践演習の単位を修得することを要しないこととします(ただし、平成22年度以降の新生には、必ず新課程が適用されるよう、当該規定の対象から除いています。)(改正省令附則第3条)。</p> <p>③ 平成10年改正より前の規定により所要資格を得ている方については、新課程を修得した者とみなすこととします(改正省令附則第4条)。</p>
11	<p>③ 教育実践演習は平成22年度入学者が平成25年度に実施することですが、本学では他大学を卒業した科目等履修生にも教育実習を認めております。(通信教育部です)</p> <p>この場合、平成22年度新規科目等履修生は、正科生と同じ新カリキュラムとなり、ほとんどの科目等履修生は平成23年度に教育実習を行うことになるのですが、この終了後教育実践演習を行う必要があるということになると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>したがって、左記の質問①～⑤については、すべて上記経過措置②により、平成25年3月31日までは総合演習の単位を修得すれば教職実践演習の単位を修得する必要はありません。</p>

No	質問内容	回答
12	<p>④ 教職実践演習は平成22年度入学生が平成25年度に実施することですが、本学では他大学を卒業した(教職課程を受講していない)科目等履修生にも教育実習を認めております。(通信教育部です)</p> <p>この場合、平成22年度新規科目等履修生(初めて教職課程を履修)は、正科生と同じ新カリキュラムとなり、ほとんどの科目等履修生は平成23年度に教育実習を行うことになるのですが、この終了後教育実践演習を行う必要があるということになると考えてよろしいでしょうか。</p>	
13	<p>⑤ 旧課程への編入学せいについては、そのまま総合演習を履修すればよいのではなく、平成24年度までに総合演習を修得すれば教職実践演習を修得したものとみなされるのでよいのでしょうか。</p>	
14	<p>教職実践演習を開設する際、養護教諭と栄養教諭は分けて開設しなければならないとのことですが、一般の教諭にあっては、極端な場合、幼稚園教諭から高等学校教諭までの免許取得者を、ひとつにまとめて開設することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
15	<p>複数の教職免許取得が見込まれる学生に対して、「教職実践演習」の単位認定は、当該学生の主免許状の校種・教科に限定した内容の単位認定でよいか？</p> <p>例えば、小学校教諭1種を主免とし、中学校英語を副免許として取得する場合、英語科教諭としての力量を問う演習を課さなくても良いか？</p>	<p>それぞれの学生の履修状況を把握し、可能な限り個々の履修状況に応じた指導をしていただきたいと思います。</p>
16	<p>教育関連分野(教育・福祉・医療施設)でのボランティア体験をあらかじめ4年間(正確には3年半)の中で行わせておき、その成果を発表させることを30時間の中に含めることは可能でしょうか(2時間ほど)。つまり、ボランティア体験本体を教育実習以前に実施し、それらの総括的な省察を教職課程の総まとめとしての「教職実践演習」に含めることが可能かどうかをお尋ねしています。</p>	<p>可能です。</p>

No	質問内容	回答
17	免許教科に関する学力を確認するために、例えば8割以上の正解を到達目標に大学入試センター試験水準の問題や教員候補者選考試験問題を解かせることを「教職実践演習」の一部に位置づけることは可能でしょうか。	演習形式を中心としながら、大学として必要と考える学修をさせることが重要であると考えます。
18	集中講義の形態で、祝日や日曜日を使って実施することは可能でしょうか。	集中開講することも不可能ではありませんが、上記の答申の趣旨を踏まえた内容で実施していただく必要があります。
19	「教職実践演習(仮称)」の開講は、その主旨から言って教育実習後、4年生の後学期にて行う必要があると考えているが、本学では、美術工芸学部、音楽学部ともに4年生の後学期は、卒業制作、卒業演奏の準備のため、学生たちは昼夜を問わず、その作業に没頭しているのが現状である。そうした学生たちの状況を考えると、集中講義をもって「教職実践演習(仮称)」を行いたいと考えているが、これは、可能か。	
20	「総合演習」(2単位)が必修の「教職に関する科目」としては廃止され、「教科又は教職に関する科目」として開設可能な(、その点で任意の)科目になり、それと入れ替わる形で必修の「教職実践演習」(2単位)が新設されます。2006年中教審答申は新設の「教職実践演習」の趣旨を説明していますが、「総合演習」の廃止(又は任意開設)の積極的理由については必ずしも明らかにされていないように理解しています。この件については、「総合演習」の担当者へ説明が必要ですから、是非ご教示していただきたく思います。	多くの大学において、教養科目等において、人類に共通する課題等の総合演習に含めるべき内容が扱われている例が多いと見受けられるため、総合演習は教職科目から廃止することとしました(資料3)。なお、このことについては、平成20年6月10日に中教審教員養成部会で議論し了承を得ています。
21	<p>① 平成20年6月10日の教員養成部会において、教職実践演習の導入と、総合演習の廃止が決定されたとのことだが、厳密に平成22年度入学生より、総合演習が教職に関する科目から外れると見てよいか。</p> <p>② 大阪大学では総合演習を1年次に、協力学校での実習を中心に行っている。今後、主に在学中の学生のために、総合演習の区分が廃止されても継続して行っていくように考えているが、1年次に学校現場に行くことは有益であるので、平成22年度以降の入学生に対しても、受講するよう勧めたいと考えている。総合演習を平成22年度以降入学生の教科又は教職の科目として認定することは可能か。</p>	<p>① そのとおりです。</p> <p>② 協力学校における実習を教職に関する科目に準ずる科目として「教科又は教職に関する科目」に位置づけることは可能です。</p>

No	質問内容	回答
22	<p>① 2006年中教審答申の段階においては、「受講者数は、演習科目として適正な規模(授業内容、方法等によるが、おおむね20名程度)とし、演習の効果が最大限に発揮されるよう配慮することが望ましい。」(65頁)とされていますが、平成20年現在においても、「演習の効果が最大限に発揮される」受講者数を「20名程度」とする見解に変更は無いでしょうか。受講者数を、より多数、あるいはより少数に設定することは可能でしょうか。</p> <p>② また、答申どおり、一クラスの受講者数を20名程度に設定するとしても、授業内容に応じて、各クラスを結合して演習・講義を行ったり、</p> <p>③ あるいは一クラスをいくつかのグループに分割して演習・講義を行ったりすることは可能でしょうか。</p>	<p>① 基準として人数をお示しする予定はありませんが、演習という授業形態に沿った適切な人数を設定してください。</p> <p>② ①の趣旨の範囲内であれば可能です。</p> <p>③ 可能です。</p>
23	<p>現在、演習のクラスを希望する免許の学校種(中・高は教科別)で分ける方向で検討しているが、1クラスの受講人数の規模はどの程度が適当でしょうか？</p>	
24	<p>授業の一部に講義を取り入れることを検討しているが、講義はクラスごとに行うことが適当でしょうか？あるいは、ひとまとめにして行っても差し支えないでしょうか？</p>	
25	<p>答申においては「受講者数が増える場合には、大学の実情に応じて、ティーチングアシスタント(TA)等を活用するなど、授業形態の工夫を図る必要がある。」(65頁)とあります、これは具体的にどのような授業形態を想定したのでしょうか。</p>	<p>受講者をいくつかの少人数グループに分け、担当教員の統括のもと、指導することなどを想定しています。</p>

No	質問内容	回答
26	<p>①大学内での模擬授業やロールプレイングによる実践的な演習の他に、地域の学校や各種社会教育機関との連携によるフィールド演習を準備している。その際、(免許取得は卒業要件でも)教職を志望しない学生と教職志望の学生の間、フィールドでの体験内容に差をつけて現実的に運営することは許容されるか？ (一律に同じ体験メニューを課すことは現実的ではないし、地域の教育機関にも多大な迷惑をかけることになりかねないので、現場の事情を考慮した判断を求めたい)</p> <p>②放課後チューターとしての学習支援や、中学校の部活動の指導サポーター、理科支援員の活動、不登校児童・生徒のための)メンタルフレンド、小学校英語活動の支援員などを本演習の履修内容の一部に制度化することは許されるか？</p> <p>③地域の学校でのフィールド演習は、公立学校のみならず附属学校を対象として実施して差し支えないか？</p>	<p>① 免許状を授与されるために、教員として必要な最低限の知識技能が身に付いているかを確認するための科目であるため、基本的には、教職志望如何に関わらず、このような趣旨を踏まえて必要な内容を含めて実施する必要があります。</p> <p>② 可能です。</p> <p>③ 可能です。</p>
27	<p>近々再課程認定申請は行われるか、行われるとしたらその時期は何時ごろとなるか。</p>	<p>来年の課程認定申請時期(7月)に、教職実践演習の申請も合わせて行う予定です(資料4)。</p>
28	<p>今年度、“教育実践総合演習”の名称で「教科又は教職に関する科目」として課程認定されたが、改めて課程認定の必要があるか。</p>	<p>教職に関する科目として、認定を受ける必要がございます。</p>
29	<p>名称は“教職実践演習”でなければならないか。(例えば、“教育実践総合演習”)</p>	<p>特別な事情がない限り、教職実践演習の名称での設置が望ましいと考えます。</p>
30	<p>教員は、教職担当教員でなければならないか。</p>	<p>教職担当教員での授業を想定していますが、教科に関する科目の担当教員でも可能です。その場合、業績により個別具体的に判断いたします。</p>
31	<p>教職実践演習について、申請のスケジュール、申請に必要な様式(書類)などについて、ご教示方お願いいたします。</p>	<p>申請要領参照。</p>
32	<p>教職実践演習に関わる教職に関する科目の担当教員は、全員様式第4号(職務調書、履歴書、教育研究業績書)の提出を求められるのでしょうか？あるいは、代表となる教員のみが提出するのでしょうか？</p>	

No	質問内容	回答
33	教科に関する科目の担当教員も科目担当者に含める場合、様式第4号も提出しなければならないのでしょうか？その際に必要なのは職務調書だけでしょうか？	
34	「教職実践演習」の届出の時期、方法についてお尋ねします。 本学では、次年度課程認定に係る(教職、養護、特殊教育)に関する科目、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目、教科又は教職に関する科目の変更届を提出する予定です。この変更届を「教職実践演習」の届出と同時に提出すべきか、別途提出すべきか、この点についてお教えてください。	
35	H21年度の新規の課程認定申請のさいには、当面の主要な実施方式のみに関して申請し、2年後や3年後に他の実施方式を追加申請する(つまり「変更届」で拡充整備する)、というような段階的整備・申請でもよいか。	認定後の検討により多少方式が変更になることはありうと思いますが、平成21年度申請時において、科目の内容について審査を行いますので、その時点で必要な内容を含めて申請する必要があります。
36	「教職実践演習(仮称)」は、その開講予定が平成21年度であるが、来年度(平成21年度)の「学生便覧」に、「教職実践演習(仮称)」を記載し、かつ、「総合演習」を省くべきか。	教職実践演習は、平成22年度入学生より適用される科目ですので、平成21年度の学習便覧に記載する必要はありません。
37	教職実践演習は更新講習と同じように教諭、養護教諭、栄養教諭に課程認定は別々になるというお話ですが、更新講習の場合は理論上は同じ更新講習で教諭、養護教諭、栄養教諭の認定を同時に受けることが可能だと理解していますが、教職実践演習は同じ授業で教諭、養護教諭、栄養教諭を同時に認定を受けることは理論上は可能なのでしょうか。	教職課程認定基準上、教諭、養護教諭、栄養教諭の共通開設できるような特例を置く予定はありません。 教職課程の総まとめという科目の性質上、おのずと内容は異なってくるのではないかと考えられます(教育に関する特定の内容を対象とすることが可能である免許状更新講習の選択領域とは、性質が異なるものと考えられます)。
38	免許法で規定される科目の変更内容や新設科目の趣旨を伺いたい。	資料1、3、4参照。
39	教育実習の円滑な実施に係る努力義務について、一定のガイドラインが必要ではないか。特定の大学だけが実習校に連携を申し入れても受け入れ側が困惑する恐れがある。	連携の内容は大学と受入れ校との間でそれぞれ実施されるべきものであり、また、既に独自の協定等により実習校と連携している大学が多数あると認識していることから、現段階で文部科学省からお示しする必要はないと考えます。

No	質問内容	回答
40	演習の担当は大学教員とした上で、教員10年経験者が「教職実践演習」の指導補助者となり、定期的に学生指導に携わり大学教員と協議しながら学生の実践的指導力の育成に参画するというシステムを構築した場合、その指導実践を免許更新講習の選択講座メニューに加えることは可能か？	内容如何だと思いますが、免許状更新講習として認定を受けるためには、当該実践指導により、教員として必要な最新の知識技能の修得という更新講習の目的を達することができる必要があります。
41	平成22年度から総合演習の開設をやめて、教職実践演習に一本化することは可能か。	<p>大学においては、平成22年度の入学生が4年次(短大では2年次)に修得する科目として教職実践演習は認定されるので、免許状取得の所要資格として認定を受けるのは、あくまで平成25年度(短大では23年度)に実施される教職実践演習の科目です。</p> <p>したがって、それ以前に開設された教職実践演習は、教職に関する科目として免許状授与の所要資格を得るために有効な科目としては認められません(ただし、教職特別課程においては、平成22年度より教職実践演習が開設されることとなります)。</p> <p>また、平成21年度の入学生が在学する課程までは、旧課程として認定を受けた課程となりますので、当該学生が4年次(短大では2年次)となる24年度(短大では22年度)までは、総合演習を開設する必要があります。</p>
42	1単位何時間とすれば良いのか。	15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として下さい(大学設置基準第21条第2項第1号)。
43	シラバスは、教員毎に提出する必要があるか。	<p>学則に定める科目毎にシラバスを提出して下さい(例えば、学則上に、「教職実践演習1」「教職実践演習2」の科目が定められていた場合、内容が同一でも科目毎のシラバスが必要となります)。</p> <p>また、学則上に定める科目名称が同じでも、複数の教員が担当する場合で、教員毎に内容が異なる場合には、教員毎にシラバスを提出して下さい(例えば、「教職実践演習」の科目を教員A、B、Cがそれぞれ単独で担当する場合、教員によって取り扱う内容が異なる場合には、教員毎にシラバス(この場合3種類)を提出して下さい)。</p>
44	直近に教職に関する科目の専任教員として審査を受けて科目担当が適当とされた場合は、今度の教職実践演習の教員審査を省略できるということだが、その直近の審査には他大学における審査も含まれるのか。	含まれます。

No	質問内容	回答
45	以前に教職に関する科目の専任教員として審査を受けて適当とされていて、直近の審査の時には審査省略となっていた場合にも、教員審査省略に該当するか。	該当します。
46	演習については、学則で30時間で1単位と定めており、これまで総合演習は通年(60時間)で行っていたが、教職実践演習も通年で行うことができるか。	原則、4年次(短大は2年次)の後期に開設していただきたいと思います。
学力に関する証明書		
1	66条の6に定める科目を取得した機関が他大学の場合、認定した上で記入するのがベストな方法なのか。または、取得した教育機関にその部分のみ証明する「学力に関する証明書」を作成依頼し、あわせて免許申請すべきか。	どちらでも構わないと考えます。
2	「上記の全ての単位を修得した年度」という項目について「上記の全ての単位を修得した年度」の一行以外にそれぞれの科目(大学の開設科目)ごとに修得年度を記載しても差し支えないのでしょうか？	
3	編入の場合も含め、認定した科目についてはその旨備考欄に明記するか。(法令根拠の記載まで必要でしょうか)	
4	「単位修得済授業科目」欄には、必ず大学での開講科目名を記載する必要があるのか。また、記載が必要な場合、1つの枠に複数の科目を記載することもあり、用紙が2～3ページにわたるケースが考えられるが、1枚に収めなくともよいか。	
5	「確認」欄について様式例で示されているこの項目については、免許法施行規則に定められていないが、授与権者に証明事項がわかるように「含む事項」(一般的包括的内容)の単位数等が備考欄で記載されていればよいか。	省令に定めている様式は最低限の項目を示したものであり、当該項目が含まれていれば、それ以上の項目を記載いただいてもかまいません。また、4月に送付した「教員免許更新制関係資料集」や文科省HPに掲載されている様式例は、あくまで例であり、このとおりに記載する必要はありません。

No	質問内容	回答
6	<p>証明書フォーマットは、現在大学で使用している書式で「タイトル」「最終修得年度」を追加するだけで良いのか。（「教職に関する科目」「教科に関する科目」のみで科目名までは記載していない。）</p>	
7	<p>別記第2の2号様式の様式例では、1科目ごとの修得時期が年月日まで書くような様式となっていますが、「上記の全ての単位を修得した年度」の行がありますので、科目ごとの修得時期を記載しなくてもよいでしょうか。</p>	
8	<p>「教員免許更新制関係資料集」やHPで提示されている様式例では「教科又は教職に関する科目」の欄に「大学が加える教職に関する科目に準ずる科目」との記載があるが、別記第2の1号様式（第73条関係）には、「大学が加える教職に関する科目に準ずる科目」の記載はない。この齟齬についてご説明いただきたい。</p>	
9	<p>別記第2の2号様式例では科目ごとの年月日まで記載があります。なぜ、月日まで要求されているのでしょうか。</p>	<p>年度での記載も可能です。上記回答参照。</p>
10	<p>在学期間には、編入学・科目等履修期間の場合については、どのように記入すべきでしょうか。</p>	<p>編入学してからの在学期間、科目等履修生として在籍している期間を記載いただければと思います（その場合、編入学、科目等履修生である旨記載したほうがわかりやすいと思います）。</p>
11	<p>卒業後、科目等履修において66条の6に定める科目を修得した場合、在学期間の部分は、科目等履修在籍期間という1行を追加して証明すればよいでしょうか？</p>	<p>その通り記載していただければと思います。上記回答参照。</p>
12	<p>本学が現在使用している様式には、編入生用に「編入許可に関する事項」として、編入年月日、編入学年、編入許可条件、編入に際して認定された単位数を記載する欄を設けているのですが、新様式を使用する場合にはどのようにすればよいのでしょうか？本籍地と同じように大学の判断により記載するということが良いのでしょうか？</p>	<p>そのとおりです。</p>

No	質問内容	回答
13	「教科に関する科目」で一般的包括的な内容を網羅していない科目を履修した場合は、「確認」欄に印を入れないのではなく、「教科又は教職に関する科目」として取り扱うのか。	大学が教科に関する科目として開設しているものについては、教科に関する科目の欄に記載いただくことを想定しています。
14	「学力に関する証明書」の新しい様式例を拝見したが、「従来の単位修得証明書」との違いは、「上記の全ての単位を修得した年度」の項目が追加されたのみと解してよいか？	更新制の導入に伴い記載の必要が生じたのは、「上記の全ての単位を修得した年度」の部分です。
15	「学力に関する証明書」について、各教科ごとになっていますが、中高と同じ教科の場合にも、別に作成しなければならないのでしょうか？	改正後の免許法施行規則においては、原簿の記載事項として、「所要資格を得た年度」が追加されました。このため、個々の免許状の授与に必要な所要資格を得た日を明確にする必要があるため、学力に関する証明書については、 ①免許状毎に別に発行するか、 ②1枚で証明する場合には、免許状毎に必要な単位を修得した年度がわかるようにすることが必要になります。
16	1校種1教科で1枚ずつ発行しなければならないか。必要事項を含んでいれば、従来通り、1枚の証明書で複数教科(学校種)を証明しても問題ないと思いますが、いかがでしょうか？	
17	「学力に関する証明書」の在学期間の記載について、大学在学期間の単位修得と、科目等履修生による単位修得期間がある場合、今までは、在学期間、〇〇学部〇〇学科卒業、科目履修生として在学していた期間等を記入し、単位の記入欄も両者で分けて設けていたのですが、今後も同様に1枚で大学在学時の単位と科目等履修生時の単位修得を証明してよいのでしょうか？	そのとおりです。
18	「学力に関する証明書」について、教育委員会ごとに要求するものが違ってくと困ります。「単位修得済み授業科目」の記入について、今までは免許法に定める科目を記入し、その合計単位を出していました。教育委員会によっては大学の授業科目名を記入しているところもあります(解釈の違いが出てくると思います)。新証明書様式導入に関して混乱が生じないか心配しております。	No2～8でお示した趣旨を、教育委員会にも周知したいと思います。その上で、どの程度まで授与権者として記載を求めるかについては、各教育委員会の判断になると考えられます。

No	質問内容	回答
19	<p>改正免許法施行規則第73条関係の別記第2の1号様式の「上記の全ての単位を修得した年度」について、以下のケースの場合は年度をどのように記載すればよいか。</p> <p>① 2005年度に別表第1第3欄に係る単位をすべて修得したが、66条の6に係る単位については2008年度にすべて修得した。</p> <p>② 2005年度に別表第1第3欄に係る単位をすべて修得したが、介護等体験は2008年度に行った。</p>	①②ともに、2005年度を記載することとなります。
20	「上記の全ての単位を修得した年度」には省令で示されているとおり、免許法施行規則第66条の6に定める科目を除くという理解でよろしいでしょうか？	そのとおりです。上記回答参照。
21	改正免許法施行規則第73条関係の別記第2の1号様式について、各都道府県教育委員会に対しては具体的にどのような内容で周知を計っているか。(文部科学省作成の「記載例」だけが一人歩きしないか不安です。大学、教育委員会ともに同じ内容の指導をお願いいたします。)	質問があった場合、No2～8でお示した趣旨を回答しております。本QAの証明書の部分も教育委員会に送付し、周知をはかりたいと思います。
22	「学力に関する証明書」の「上記で全ての単位を修得した年度」の記入は「西暦での記入ですか？」もしくは、「和暦での記入ですか？」	どちらでも結構です。
23	教科又は教職に関する科目を別途設置していない場合は、この欄を削除することは可能でしょうか？不可能な場合は、どのような記載が適切なのでしょうか？	可能です。
24	旧法での発行の場合も「学力に関する証明書」の様式にしなければならないのか。	「学力に関する証明書」の様式に関しては、経過措置を設けておりませんので、新法、旧法いずれの授与においても適用されます。
25	免許取得を満たす単位を修得後に選択科目を修得した場合証明書にはその単位数も記載されるが、最終修得年度はどちらにあわせればよいのか。	後に修得した選択科目で良いと考えられます。

No	質問内容	回答
26	<p>平成21年4月以後の有効期限の付された新免許状の有効期限について、所要資格を得るという語の定義が4月の更新制の説明会において文部科学省から配布された「資料7教員免許更新制のしくみ」が「免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態」とすると、例えば一種免許状の場合には、既に学士学位を取得し、3年次で教職に必要な単位を満たしたものがいた場合には、この段階で所要資格を得た場合、更新の対象としては3年終了時から始まることとなり、「学力に関する証明書」に記載された上記の全ての単位を修得した年度を記載する意味がなくなり、科目(大学の開設)ごと修得年度の記載がないと有効期限が分からなくなります。</p> <p>以前に文部科学省からのご説明では最低限、省令に規定する様式に定める事項がふくまれていけばよいとのことで大学の科目名と修得年度をすべて記載することは必要はないものと理解していましたが、上述の所要資格を得るという語の定義によれば自分で自分の首を絞めるようですがすべて大学の科目名と修得年度が必要となりはしないでしょうか。</p>	<p>所要資格を得てから10年後に有効期間の満了日を設定する趣旨は、最新の知識技能を得てから10年を経過した者については再度講習を受講することを必要とするものであるため、ご質問のケースでは、4年次に科目の修得により新たな知識技能が得られていることから、このようなケースについても厳密に考える必要性は薄いと考えられるため、現行でよいと考えております。</p>
27	<p>平成21年4月以後の有効期限の付された新免許状の有効期限について、所要資格を得るという語の定義が4月の更新制の説明会において文部科学省から配布された「資料7教員免許更新制のしくみ」が「免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態」とすると、科目等履修生については全て大学の科目名と修得年度を記さないと意味がない(教育委員会で有効期限を付す時に資料となり得ない)ように思われますがいかがでしょうか。</p>	
28	<p>別表第4で免許状を授与されるための学力に関する証明書の様式例において、一般的包括的な科目のチェック欄がないのはなぜか。</p>	<p>教育職員検定で免許状を授与される場合にも、教科に関する科目は一般的包括的な内容を含むことは必要です。</p> <p>ただし、教育職員検定の場合には、一般的包括的な内容を含む科目であるかどうかを判断するのは一義的には教育委員会であることから、様式にチェック欄を設けておりません。</p> <p>ただし、教育委員会の参考とするために、大学の側で当該チェックをした証明書を発行することは可能です。</p>

No	質問内容	回答
29	<p>中高で同じ教科の場合、学力に関する証明書は同一のものでかまわないか。例えば、家庭科のように中学校には家庭電気・機械及び情報処理という科目がなく、高校では家庭電気・機械及び情報処理という科目があるような場合、学力に関する証明書を同一のもので作成すると、学士を既に取得し、4年生までに中1種(家庭)の必要最低単位を修得し、留年して5年目に家庭電気・機械及び情報処理の科目の単位を修得した場合、中学校と高等学校で有効期間が異なってしまうことが考えられる。(この証明書をを用いて、中学校のみの申請を行うことも考えられる。)</p>	<p>改正後の免許法施行規則においては、原簿の記載事項として、「所要資格を得た年度」が追加されました。このため、個々の免許状の授与に必要な所要資格を得た日を明確にする必要があるため、学力に関する証明書については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①免許状毎に別に発行するか、 ②1枚で証明する場合には、免許状毎に必要な単位を修得した年度がわかるようにすることが必要になります。